回答様式(高速自動車国道の料金割引に関する意見について)

・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速 自動車国道の料金割引の考え方(案)」に関する下記の各項目について、ご意見を ご記入下さい。

都道府県・政令市名

茨城県

1. 料金割引の基本的方向性

- (1) 割引の環元のあり方
- (2) 割引率や対象時間の考え方
- (3) 割引対象車両について
- (1)・利用者の負担額に応じて割引が加算されるマイレージ制度は、さらなる利用促進につながる ため導入すべきである。
- (2)・日立地区常磐自動車道社会実験を実施したところ、国道6号など一般道の交通量が4%減少し、市内の移動時間が4~9分短縮されるとともに、高速道路の日平均交通量が1.7倍になるなどの効果があった。このように社会実験により効果が実証された区間については、ETC車のみならず全車両を対象に、値引きではなく基本料金を値下げすべきである。
 - ・茨城県内高速道路トクトク大実験を実施したところ、国道6号において大型車の交通量が減少 し、同車両による交通事故が減少するなどの効果があった。このような結果が実験により実 証されたことから、大型車、特大車を対象にした割引を実施すべきである。
- (3)・ETCは高速道路料金徴収を低減させるなど有効な手段であるので、ETC車両を対象と すべきである。

2.別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のありた

・公団、新会社の経営安定のためにも、大口利用者を対象とした割引は必要である。ただし、不 正利用を誘発させない工夫が必要である。

3. 具体的な割引内容(案)

- (1)割引内容(案)
- (2)割引結果

(1)(2)

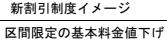
マイレージ型:国土交通省案に同じ。時間帯型:国土交通省案に同じ。

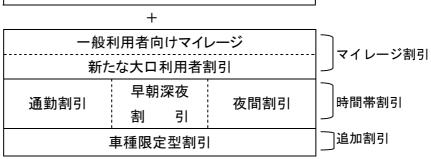
区間限定型:直轄国道等の一般道から高速道路へ乗り換えが可能な区間で、それらの区間の渋

滞緩和が図られる箇所については、値引きではなく基本料金を値下げすべきである。

車種限定型:一般道における交通事故の減少や物流コストの低減を図るために、大型車、特大車に

ついて料金を割引すべきである。





4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

・割引制度は一定期間継続し、その期間中効果測定等を行い効果を把握し、制度の見直しを行うべきである。

※その他の意見
・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。
・ETC機器購入費の5割程度を、機器購入の際にマイレージポイントとして還元すべきある。
・ETC機器の故障や交通事故等によりETCが使用できなくなり、期限内にポイントが還元でき
なくなった場合の対応策を検討すべきである。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。